

・新たな防災気象情報（水防関連）

令和8年5月29日
仙台管区气象台
気象防災部予報課

新たな防災気象情報（警戒レベル相当情報）



警報・注意報の情報名に「レベル」が付記されます

情報と対応する防災行動をよりわかりやすくするため、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。

レベル3～5は警戒レベル“相当”情報ですが、分かりやすさ、伝わりやすさを重視し、例えばレベル3相当の大雨警報は、レベル3大雨警報とします。



河川の氾濫の危険度の伝わり方が変わります（特別警報の新設など）

河川氾濫に関する特別警報として、新たにレベル5氾濫特別警報の運用を開始します。

レベル5氾濫特別警報は、洪水予報河川において氾濫が発生または切迫している状況となったときに発表します。



「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます

レベル4（避難指示）の発令等の目安となる「レベル4相当」の情報として、危険警報を運用します。（土砂災害警戒情報→レベル4土砂災害危険警報、など）



5段階の警戒レベルへの整合

避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動が設定されています。

対象となる災害（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）に関する情報等は、これまで警戒レベルと情報との対応が対象災害ごとに異なる運用となっていたところ、今回、5段階すべての警戒レベルに対応した情報をあらためて設定します。

これまでの防災気象情報と警戒レベルとの関係

- **警戒レベル**は、住民が災害時にとるべき避難行動が直感的にわかるよう、**避難情報等を5段階に整理**したものです。（例：警戒レベル4 = 避難指示、警戒レベル3 = 高齢者等避難）
- **防災気象情報**は、**避難情報の発令や住民の自主避難の参考となる「警戒レベル相当情報」という位置づけ**ですが、警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があります。

警戒レベル				現在の防災気象情報（警戒レベル相当情報）				
警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報（避難情報等）	防災気象情報				
				洪水等に関する情報			土砂災害	高潮害
			指定河川 洪水予報 (河川毎)	洪水害 (市町村毎)	大雨浸水害 (市町村毎)			
5	災害発生又は切迫	命の危険直ちに安全確保！	緊急安全確保	氾濫発生情報	大雨特別警報 (浸水害)	大雨特別警報 (土砂災害)	高潮氾濫発生情報	
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	氾濫危険情報		土砂災害警戒情報	高潮特別警報 高潮警報	
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難*	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報	大雨警報 (土砂災害)	警報に切り替える可能性が高い 高潮注意報	
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認する	洪水、大雨、高潮注意報	氾濫注意情報	洪水注意報	大雨注意報	高潮注意報	
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報					

市町村は、警戒レベル相当情報などを参考に、総合的に避難指示等の発令を判断する

<警戒レベル4までに必ず避難！>

防災気象情報と警戒レベルとの関係が分かりづらいという課題があり、「防災気象情報に関する検討会」において2年半かけて検討。その最終とりまとめ（令和6年6月）に沿って防災気象情報を改善。

新しい防災気象情報（令和8年5月29日運用開始）

- 防災気象情報（河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮）を5段階の警戒レベルにあわせて発表します。
- 対象災害ごとの情報として整理するとともに、**レベル4相当の情報として危険警報を新設します。**
- **情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表します。**（例：レベル4大雨危険警報等）

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの 大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面の上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
----- <警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！> -----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

河川氾濫・大雨に関する情報

- 河川氾濫等に関する情報は、**洪水予報河川のみを対象とした河川ごとの情報**とし、「**レベル3 氾濫警報**」等の名称で発表します。これまでの気象台による**市町村ごとの洪水警報・注意報の発表は行いません**。
- **水位周知河川の氾濫危険情報等のレベル毎の水位の情報は、警戒レベルとの関係を含めてこれまで通りの運用とし、洪水予報河川への移行を促進します。**
- 浸水害を対象とした大雨特別警報・警報・注意報は、大雨に関する情報として警戒レベル毎に整理し、警戒レベル相当情報として位置づけます。**洪水予報河川以外の河川についても、大雨に関する情報の中で一緒に扱います。**

河川氾濫・大雨に関する情報体系と名称

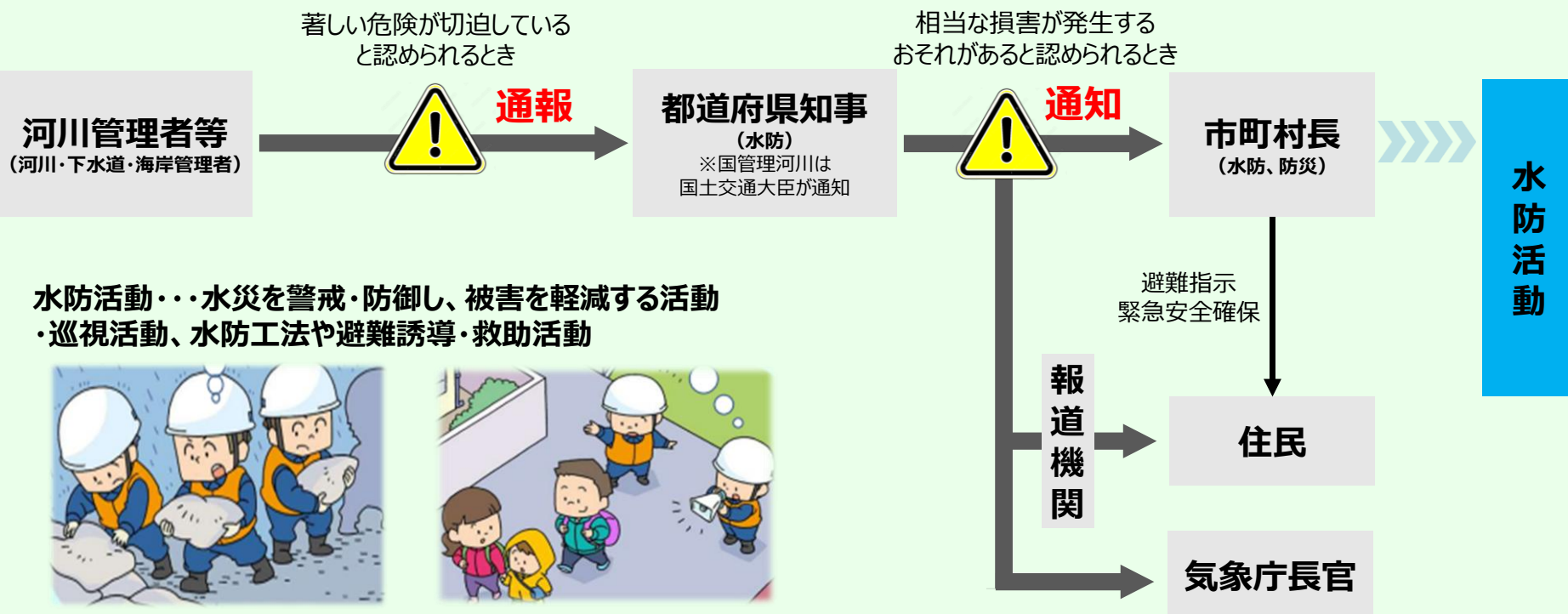
河川氾濫等に関する情報				大雨に関する情報
分類	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の河川も含む 洪水警報等	
河川数	約400河川	河川事務所・都道府県による水位情報は、これまでどおり発表することとし、警戒レベルとの関係は変更しない。	大雨に関する情報で扱う。	—
発表主体	河川事務所または都道府県と気象台			気象台
発表単位	河川ごと			市町村ごと
対象とする主な現象	外水氾濫			内水氾濫及び 洪水予報河川以外の外水氾濫
発表指標	水位（実測・予測）			表面雨量指数・流域雨量指数 (解析・予測)
情報名称	5	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	
	4	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	
	3	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	
	2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	
	1	早期注意情報	〔 洪水予報河川への移行を促進 〕	早期注意情報

河川管理者等による氾濫に係る通報

- レベル5氾濫特別警報は、該当河川で氾濫の発生または切迫を確認することが発表条件
- 氾濫による著しい危険が切迫した状態にあるとき、河川管理者等→水防事務を担う都道府県知事等→水防関係者とプッシュ型で通知を行うことが義務化。
- 市町村長等による迅速な緊急安全確保措置の指示やその他の的確な水防活動に繋げる
- 都道府県知事が気象庁長官に通知を行うことで、特別警報の発表判断要素としても活用。

(通報の流れ：水防法第24条の2及び第25条)

新たな通報制度の概要



高潮に関する情報

- 国土交通大臣が指定する海岸（**高潮予報海岸**）では、国土交通省・気象台・都道府県が共同で、「**波の打上げ高**」を加味した、より精度の高い高潮の予報・警報を実施します。
- **レベル5 高潮特別警報は、氾濫が発生または切迫している場合に発表します。**（台風等を要因とした高潮特別警報から移行）
- レベル4 高潮危険警報、レベル3 高潮警報、レベル2 高潮注意報は、浸水被害のおそれがある状況から**リードタイム**をとって発表します。

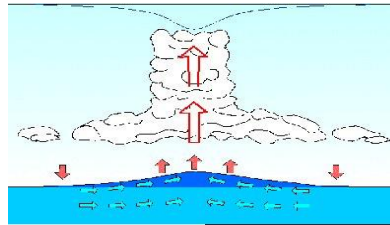
高潮に関する情報体系と名称

分類	高潮予報海岸	その他の海岸
発表主体	国土交通省・ 気象台・都道府県	気象台
発表指標	波による打上げ高を 考慮した水位・ 潮位	潮位
情報名称	5	レベル5 高潮特別警報
	4	レベル4 高潮危険警報
	3	レベル3 高潮警報
	2	レベル2 高潮注意報
	1	早期注意情報

■ 現在の高潮予報・警報

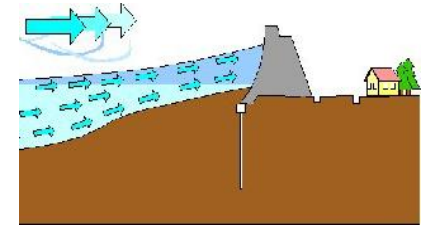
【吸い上げ】

気圧低下による潮位上昇



【吹き寄せ】

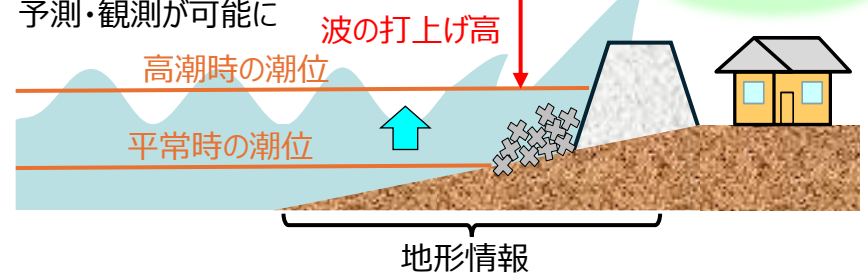
海岸に吹く風による潮位上昇



気象庁

■ 波の打上げ高を予報・警報に反映

- 波の打上げ高予測モデルや観測技術の開発により、波の打上げ高の予測・観測が可能に



危険度の高まりに応じて発表される防災気象情報とその利活用

気象状況	気象庁等の情報	市町村の対応	住民がとるべき行動	警戒レベル
災害の切迫・発生	河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮 レベル5 特別警報	キキクル 災害切迫 緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。 ・いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	5
<警戒レベル4までに必ず避難!>				
2時間～0時間程度前	レベル4 危険警報	危険 避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	危険な場所から全員避難 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	4
数時間～3時間程度前	レベル3 警報	警戒 高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	3
半日～数時間前	レベル2 注意報	注意 第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	2
数日～約1日前	早期注意情報 (警報級の可能性)	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	災害への心構えを高める	1

気象庁パンフレット「大雨や台風に備えて（令和8年4月2日掲載）」より

防災気象情報の令和8年5月29日からの主な変更点(まとめ)

河川氾濫・大雨

- **洪水予報河川**では、新設する河川氾濫の特別警報を**レベル5 氾濫特別警報**とし、(発表には、河川管理者の氾濫通報を活用)
- **水位周知河川**では、これまでの水位情報による氾濫危険情報等の発表を続けつつ、**氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。
- **その他河川・下水道**では、**氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。
- **洪水警報**は、運用せず、**大雨の予報・警報と一体化**。(レベル4 大雨危険警報を新設)

土砂災害

- 警戒レベル4相当は、**土砂災害警戒情報からレベル4 土砂災害危険警報に変更**。
- **レベル3 土砂災害警報**は、3時間先※に**レベル4 土砂災害危険警報の基準に達すると予想される場合**に発表。
※4～6時間先にレベル4基準に到達すると予想が可能な場合にも発表

高潮

- **レベルに合わせた名称変更**。
- **気象庁**の潮位予測、**国土交通省**の波の打上げ高予測、**都道府県**の集約する地形情報等を結集し、国土交通大臣が**指定する海岸**について、**三者で共同して予報・警報**を実施
- **氾濫通報に基づく氾濫発生情報の充実**を図る。

共通

- **情報名称にレベルの数字**をつけて発表。
- レベル2では「注意報」、レベル3では「警報」と**統一感を持った名称**へ。